

I 釜房ダム貯水池 湖沼水質保全計画について



釜房ダム貯水池は、仙台市及び周辺市町の上水道や農工業用水などの水源を確保するために昭和45年に完成した多目的ダムです。また、周りの自然にとけ込んでいてすばらしい景色をみせてくれるほか、野外レクリエーション等を楽しむ人も多く、憩いの場としてもかけがえのない貴重な財産です。

そこで、県は昭和47年に生活環境の保全に関する環境基準の類型をAA(COD1.0mg/L以下)、昭和61年に隣に係る環境基準の類型をⅡ(0.01mg/L以下)と指定しました。

また利水上きわめて水質保全が重要であることから、昭和62年度に人工湖としては初めて「湖沼水質保全特別措置法(湖沼法)」に基づく指定を受け、以来5期25年にわたり総合的かつ計画的な対策を進めてきました。

平成24年度には計画期間を10年間(平成33年度まで)とする第6期湖沼水質保全計画を策定しております。

※湖沼法：湖沼は、昔から人々の暮らしを支えてきたかけがえのない財産です。しかし、湖沼は水が滞留し、富栄養化が進み水が汚くなりがちで、一旦汚くなった湖沼をきれいにするには非常に難しいという性格を持っています。

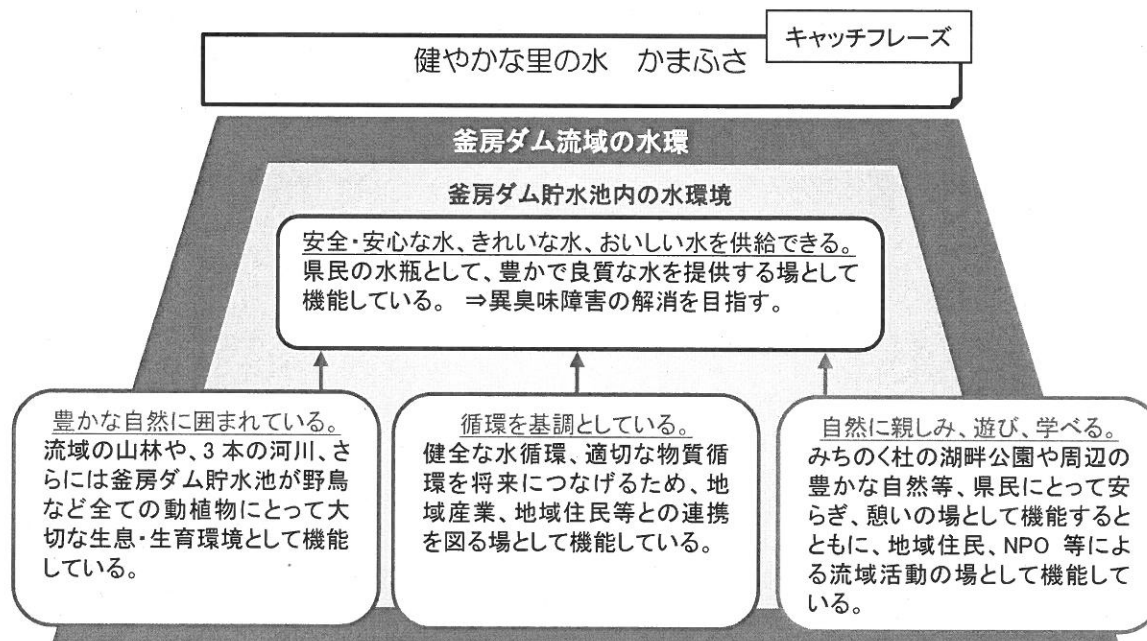
そこで、将来にわたって湖沼からの恵みを受け続けられるように適切な水質保全対策を行うため、昭和59年に湖沼法が定められました。特に対策の必要な湖沼については、指定湖沼として知事が申し出て環境大臣が指定します。現在まで釜房ダム貯水池のほか、八郎湖、霞ヶ浦、印旛沼、手賀沼、諏訪湖、野尻湖、琵琶湖、中海、宍道湖、児島湖が指定されています。

■釜房ダム貯水池の概要(平成27年度末現在)

湖面積：3.9km² 貯水量：3,930万m³ 流域面積：195.3km² 流域の下水道普及率：76.8%

II 釜房ダム貯水地水質保全計画（第6期）の概要

1 長期ビジョン ※達成目標年；平成44年度



2 計画期間

平成24年度から平成33年度までの10年間とする。

3 計画期間内に達成すべき目標

		現状（平成27年度）	目標値（平成33年度）
COD	75%値(mg/L)	2.67 [2.60]	2.46
	参考；年平均値(mg/L)	2.76 [2.48]	2.37
全リン	年平均値(mg/L)	0.0222 [0.0168]	0.0150
全窒素	年平均値(mg/L)	0.57 [0.53]	0.48
N/P比	年平均値	26	32

※ [] 内は過去5年間の平均値

4 計画の目標及び対策と長期ビジョンをつなぐ道筋

段階的に長期ビジョンの実現を図るため、以下のように取組を進める。

- ・湖沼水質保全計画に基づく水質保全対策を着実に実施し、計画の水質目標値（平成33年）を達成する。
- ・市街地、農地及び山林からの面源負荷について、面源汚濁負荷削減対策や調査研究を重点的に行う。
- ・各水質保全対策の進行を管理するとともにその効果の検証を行い、中間年において計画の必要な見直しを行う。

5 水質の保全に資する事業

- (1) 生活排水処理施設の整備
- (2) 家畜排せつ物処理施設の活用
- (3) ダム貯水地の対策

(参考：これまでの主要な施策)

第1期(S62~H3)	第2期(H4~H8)	第3期(H9~H13)
公共下水道整備 合併処理浄化槽設置推進 広域畜産環境対策 側条施肥機導入 空気揚水筒 ^ハ イロット実験	公共下水道整備 合併処理浄化槽設置推進 畜産基地建設 治山 空気揚水筒 ^ハ イロット実験	公共下水道整備 合併処理浄化槽設置推進 畜産基地建設 側条施肥機導入 空気揚水筒 ^ハ イロット実験
第4期(H14~H18)	第5期(H18~H23)	
公共下水道整備 合併処理浄化槽設置推進 畜産既存施設の活用 ばっ気循環の継続 側条施肥機の効果的利用 森林の適正管理	生活排水対策推進 畜産既存施設の活用 ばっ気循環の継続 側条施肥機の効果的利用 森林適正管理 流出水対策地区指定 (前川西地区, 青根地区) 調査研究推進	

6 水質保全のための規制その他の措置

- (1) 工場・事業場排水対策
- (2) 生活排水対策
- (3) 畜産業に係る汚濁負荷対策
- (4) 魚類養殖に係る汚濁負荷対策
- (5) 流出水対策
- (6) 緑地の保全その他湖辺の自然環境の保護
- (7) 廃棄物の適正処理

7 第6期計画において重点的に取り組む対策

(1) 自然由来汚濁負荷対策

森林整備を着実に推進し、森林整備による面源負荷低減効果を検証する。林業経営の収益性を高めて林業経営の安定化を図る。川崎町バイオスタウン構想に基づくペレットボイラーの普及を促進する。

(2) 魚類養殖に係る汚濁負荷対策

排水実態等を情報収集し、関係機関と連携して事業者へ助言・指導を行う。汚濁負荷低減対策を関係機関と検討する。

8 その他施策

(1) 地域住民等との協働による環境保全活動促進

(2) 公共用水域の水質の監視等

(3) 調査研究等の推進

(4) 流域の関連計画等との整合

(5) 事業者・住民等に対する支援

9 計画の着実な推進

(1) 計画の推進体制

釜房ダム貯水池湖沼水質保全対策協議会や関係機関が連携し、必要に応じて水質専門委員会の助言を得ながら、施策の効果を検証し、計画的・総合的に汚濁負荷低減対策を展開する。調査研究については、随時水質専門委員会に報告し、助言を得ながら推進する。

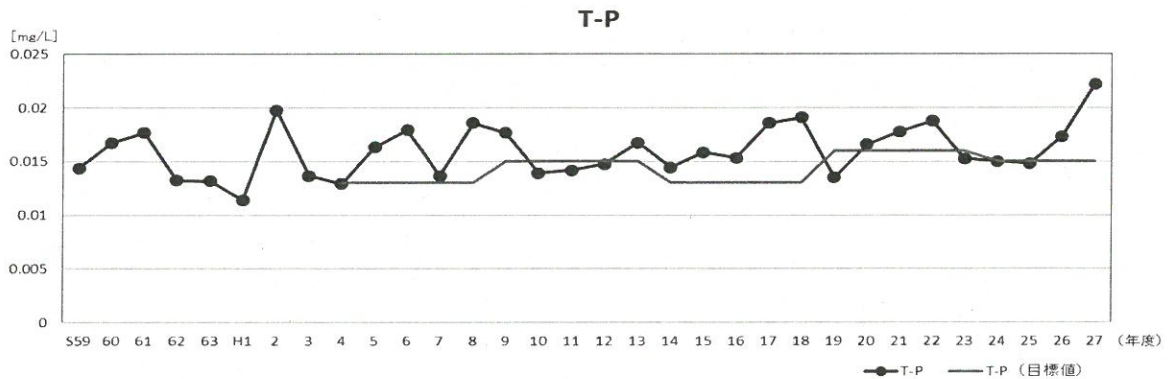
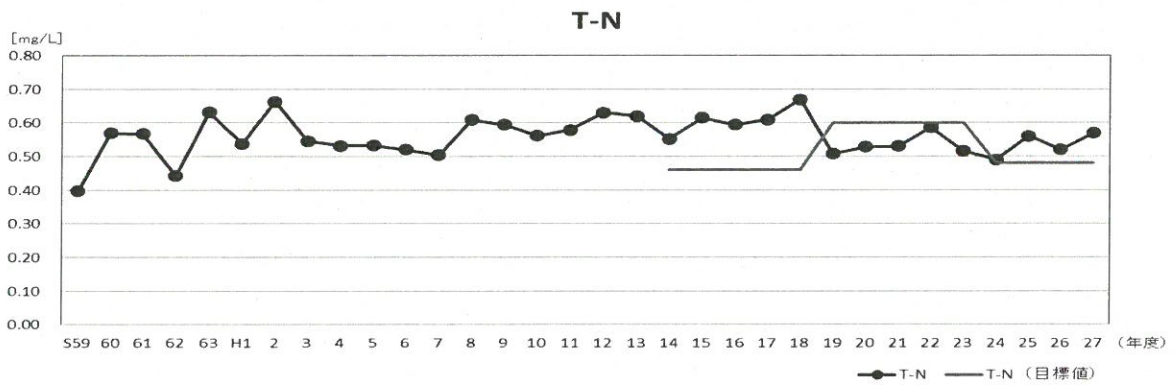
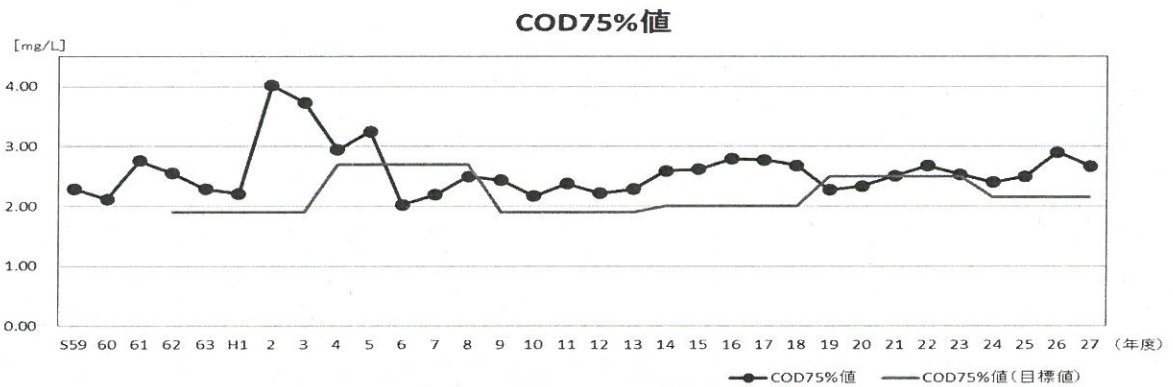
(2) 計画の進行管理

毎年度計画の実施状況を取りまとめ、進行管理を行う。平成29年度に計画の評価・検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行う。

Ⅲ 水質状況について

釜房ダム貯水池の水質は、化学的酸素要求量(COD)、全窒素(T-N)及び全磷(T-P)ともここ数年ほぼ横ばいの状況ですが、平成27年度にはCOD75%値が2.7mg/L、T-Pが0.022 mg/L、T-Nが0.57 mg/Lといずれの項目とも目標値を超過しています。なお、貯水池に流入する河川の水質は、生物化学的酸素要求量(BOD)で環境基準(AA 類型, 1.0mg/L)に適合しています。

(1) 釜房ダム貯水池の水質の経年変化



(2) 釜房ダム貯水池に流入する河川の水質の経年変化

